

平成九年通商産業省令第二十三号

高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第十四号）の施行に伴い、及び高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高圧ガス取締法に基づく指定試験機関等に関する省令（昭和六十一年通商産業省令第四十九号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 指定試験機関（第二条―第十二条）

第三章 指定完成検査機関（第十三条―第二十三条）

第三章の二 指定輸入検査機関（第二十三条の二―第二十三条の十二）

第四章 指定保安検査機関（第二十四条―第三十四条）

第五章 指定容器検査機関（第三十五条―第四十五条）

第六章 指定特定設備検査機関（第四十六条―第五十六条）

第七章 指定設備認定機関（第五十七条―第六十六条）

第八章 検査組織等調査機関（第六十六条の二―第六十六条の十二）

第九章 雑則（第六十七条―第六十九条）

第一章 総則

（用語）

第一条 この規則において使用する用語は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるものとする。

第二章 指定試験機関

（指定試験機関に係る指定の区分）

第二条 法第五十八条の三の規定により、法第三十一条の二第一項の指定試験機関の指定（次条において単に「指定試験機関の指定」という。）は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- 一 高圧ガス製造保安責任者試験の実施に関する事務
- 二 高圧ガス販売主任者試験の実施に関する事務

（指定試験機関に係る指定の申請）

第三条 法第五十八条の三の規定により、指定試験機関の指定を受けようとする者は、様式第一の指定試験機関指定申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（試験事務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称

ロ 試験事務の実施の方法に関する計画

ハ 試験委員の選任に関する事項

ニ 試験事務以外の業務を行つている場合は、その業務の種類及び概要

（指定試験機関に係る変更の届出）

第四条 法第五十八条の六第一項の規定により、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとする指定試験機関は、様式第二の指定試験機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十八条の六第二項の規定により、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとする指定試験機関は、様式第三の指定試験機関変更届書を委任都道府県知事に提出しなければならない。

（試験事務規程の認可の申請等）

第五条 法第五十八条の七第一項の規定により、試験事務規程の認可を受けようとする指定試験機関は、様式第四の指定試験機関試験事務規程認可申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十八条の七第一項の規定により、試験事務規程の変更の認可を受けようとする指定試験機関は、様式第五の指定試験機関試験事務規程変更認可申請書に、委任都道府県知事の意見書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程の記載事項）

第六条 法第五十八条の七第三項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 試験の実施の方法に関する事項
- 二 手数料の収納の方法に関する事項
- 三 合格の通知に関する事項
- 四 試験委員の選任及び解任に関する事項
- 五 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 六 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に關し必要な事項

（試験事務の休廃止の許可の申請）

第七条 法第五十八条の八第一項の規定により、試験事務の全部又は一部の休止若しくは廃止をしようとする指定試験機関は、様式第六の指定試験機関事務休廃止許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業計画及び収支予算の認可の申請等）

第八条 法第五十八条の九第一項の規定により、その事業年度の事業計画及び収支予算（以下この条において「事業計画等」という。）の認可を受けようとする指定試験機関は、様式第七の指定試験機関事業計画等認可申請書に当該事業計画等及び委任都道府県知事の意見書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十八条の九第一項の規定により、事業計画等の変更の認可を受けようとする指定試験機関は、様式第八の指定試験機関事業計画等変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面及び委任都道府県知事の意見書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第九条 法第五十八条の十の規定により、その役員の選任又は解任の認可を受けようとする指定試験機関は、様式第九の指定試験機関役員選任等認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験委員）

第十条 法第五十八条の十二第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 製造保安責任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う者に関する条件は、次のイからホまでに掲げるもののいずれか一に該当するものであること。
- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校にお

いて化学、物理学若しくは工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつたこと。

ロ 甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は第一種冷凍機械責任者免状の交付を受けており、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に三年以上従事した経験を有すること。

ハ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む）、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に三年以上従事した経験を有すること。

ニ 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に十年以上従事した経験を有すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれか一の条件と同等以上のものと経済産業大臣が認めたもの。

二 販売主任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う者に関する条件は、次のイからホまでに掲げるもののいずれか一に該当するものであること。

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつたこと。

ロ 製造保安責任者免状の交付を受けており、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に三年以上従事した経験を有すること又は販売主任者免状の交付を受けており、かつ、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務に五年以上従事した経験を有すること。

ハ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む）、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に五年以上従事した経験を有すること。

二 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に七年以上従事した経験を有すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれか一の条件と同等以上のものと経済産業大臣が認めたもの。

（試験委員の選任等の届出）

第十一条 法第五十八条の十二第三項の規定により、試験委員の選任又は変更を届け出ようとする指定試験機関は、様式第二十の指定試験機関試験員選任等届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験事務の引継ぎ等）

第十二条 法第五十八条の十七の規定により、指定試験機関は、経済産業大臣若しくは委任都道府県知事が法第五十八条の十六第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が法第五十八条の八第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は法第五十八条の十五第一項若しくは第二項の規定により指定試験機関の指定を取り消された場合には、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一 試験事務を経済産業大臣又は委任都道府県知事に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣又は委任都道府県知事に引き継ぐこと。

三 その他経済産業大臣又は委任都道府県知事が必要と認めることを行うこと。

2 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 第二条に規定する区分ごとの試験（以下この項において単に「試験」という。）実施年月日

二 試験に係る受験申請者数

三 試験に係る受験者数及び合格者数（合格者の氏名、生年月日及び試験科目ごとの成績を記載した合格者一覧表を含む。）

第十三条 指定完成検査機関（指定完成検査機関に係る指定の区分）
法第五十八条の十八の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。

一 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第二十二条第二項において準用

する同令第二十一條に規定する製造施設の完成検査を行う者としての指定

二 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第三十三條第三項において準用する同令第三十二條に規定する製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査を行う者としての指定

三 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第三十二條第三項において準用する同令第三十一條に規定する製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査を行う者としての指定

四 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第十六條第三項において準用する同令第十五條に規定する製造施設の完成検査を行う者としての指定

五 前二号に掲げる完成検査のうち、製造設備が一般高圧ガス保安規則第二條第一項第二十二号の二又はコンビナート等保安規則第二條第一項第十三号の二に規定するコールド・エバポレータである製造施設（当該製造施設のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る完成検査を行う者としての指定

法第五十八条の十八の規定により、指定完成検査機関の指定は、前項各号に掲げる製造施設又は第一種貯蔵所（以下この章及び第六十七條第二項において「製造施設等」という。）の所在する地域を定めて行うものとする。この場合において、経済産業大臣（高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八條第一項の規定により都道府県知事が指定完成検査機関に関する事務を行う場合には都道府県知事、同令第十九條第二項の規定により産業保安監督部長が指定完成検査機関に関する権限を行う場合には産業保安監督部長。以下第二十三條まで同じ。）は、製造施設等の完成検査を行うおとずる者の能力又は申請により、前項の指定に係る業務の範囲を限定することができる。

2

第十四条 法第五十八条の十八の規定により、指定完成検査機関の指定を受けようとする者は、様式第十一の指定完成検査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（完成検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものの）

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ 申請者が法人である場合は、役員の名及び略歴並びに第十八條に規定する構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）及び構成割合

ロ 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ 第十六條第一項で規定する完成検査を実施する者の氏名及び資格

ニ 完成検査以外の業務を行つている場合は、その業務の種類及び概要

ホ 協力会社を用いて完成検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の（イ）から（ホ）の事項

（イ） 名称及び所在地

（ロ） 定款

（ハ） 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能

（ニ） 設備検査の実績及び検査能力

（ホ） 完成検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し

ヘ 完成検査を実施する製造施設等の種類及び規模に応じた検査実施体制（協力会社を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む。）所要日数及び一月当たりの検査実施能力

五 申請者が、法第五十八条の十九各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が、第十八條の二各号の規定に適合していることを説明した書類

（完成検査に係る検査設備）

第十五条 法第五十八条の二十第一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げるものとする。

一 安全弁作動試験用器具又は設備

二 圧力計精度確認用器具

三 温度計精度確認用器具

四 肉厚測定用器具

五 耐圧試験用設備

六 気密試験用設備

七 非破壊探傷検査用設備

八 その他製造施設等に応じて必要な機械器具その他の設備

（完成検査を実施する者に係る要件）

第十六条 法第五十八条の二十第二号の経済産業省令で定める条件のうち統括完成検査員（自ら機械器具その他の設備を操作し完成検査を行う者（以下「完成検査員」という。）その他作業者の指揮、監督、検査工程の管理及び検査結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。）に係るものは、当該指定完成検査機関の運営に関し十分意見を反映しうる役職にあり、かつ、次の各号に掲げるものとする。

一 第十三條第一項第一号に規定する区分に係る統括完成検査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状の交付を受け、かつ、冷凍のための高圧ガスの製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 冷凍のための高圧ガスの製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

二 第十三條第一項第二号に規定する区分に係る統括完成検査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受け、かつ、液化石油ガスの製造の作業又は液化石油ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 液化石油ガスの製造の作業又は液化石油ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

三 第十三條第一項第三号に規定する区分に係る統括完成検査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受け、かつ、液化石油ガスの製造の作業又は液化石油ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 液化石油ガスの製造の作業又は液化石油ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

三 第十三條第一項第三号に規定する区分に係る統括完成検査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受け、かつ、液化石油ガスの製造の作業又は液化石油ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 液化石油ガスの製造の作業又は液化石油ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

三 第十三條第一項第三号に規定する区分に係る統括完成検査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受け、かつ、液化石油ガスの製造の作業又は液化石油ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 液化石油ガスの製造の作業又は液化石油ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

ら八までのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受け、かつ、高圧ガス（冷凍のための高圧ガス及び液化石油ガスを除く。以下この号において同じ。）の製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 高圧ガスの製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する六年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

四 第十三条第一項第四号に規定する区分に係る統括完成検査員に関する条件は、次のイから八までのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受け、かつ、コンビナート等保安規則第二条第一項第二号に規定する特定製造事業所（以下単に「特定製造事業所」という。）における高圧ガス（冷凍のための高圧ガスを除く。以下この号において同じ。）の製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 特定製造事業所における、高圧ガスの製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する六年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

五 第十三条第一項第五号に規定する区分に係る統括完成検査員に関する条件は、次のイから八までのいずれか一に該当するものであること。

実務に関する二年以上の経験を有すること。

ロ 液化ガスの製造の作業又は液化ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する四年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

2 法第五十八条の二十二号の経済産業省令で定める条件のうち完成検査員に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 第十三条第一項第一号に掲げる区分に係る完成検査員に関する条件は、冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

二 第十三条第一項第二号に掲げる区分に係る完成検査員に関する条件は、液化石油ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

三 第十三条第一項第三号に掲げる区分に係る完成検査員に関する条件は、高圧ガス（冷凍のための高圧ガス及び液化石油ガスを除く。以下この号において同じ。）の製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

四 第十三条第一項第四号に掲げる区分に係る完成検査員に関する条件は、高圧ガス（冷凍のための高圧ガスを除く。以下この号において同じ。）の製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

五 第十三条第一項第五号に規定する区分に係る完成検査員に関する条件は、一種類以上の同号に規定する液化ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する二年以上の経験を有すること。

（完成検査員の数等）

第十七条 法第五十八条の二十二号の経済産業省令で定める数は、統括完成検査員にあつては指定完成検査機関の指定の区分ごとにその職員一名とする。この場合において、統括完成検査員一名で完成検査を実施することができる第十三条第一項各号に掲げる製造施設等を有する事業所の箇所数は、次の各号に掲げる事業所ごとに、それぞれ当該各号に掲げる箇所数とする。

二 第十三条第一項第二号に掲げる製造施設等を有する事業所 百五十箇所

三 第十三条第一項第三号に掲げる製造施設等を有する事業所 百五十箇所

四 第十三条第一項第四号に掲げる製造施設等を有する事業所 三十箇所

五 第十三条第一項第五号に掲げる製造施設のみを有する事業所 二百箇所

2 前項に規定するほか、指定完成検査機関（指定完成検査機関としての指定を受けようとする者を含む。以下この項において同じ。）は、一の統括完成検査員に二以上の第十三条第一項各号に掲げる区分に係る製造施設等の統括完成検査員を兼務させることができる。この場合において、当該指定完成検査機関の統括完成検査員の数は、兼務させないときの統括完成検査員の数を下回つてはならない。

（指定完成検査機関に係る構成員の構成）

第十八条 法第五十八条の二十二号の経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 一般社団法人 社員

二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号の株式会社 株主

三 会社法第二条第一号の合名会社、合資会社及び合同会社 社員

四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第三条

第一項の農業協同組合 組合員

五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者

六 その他の法人 当該法人に応じて前各号に掲げる者に類するもの

（指定完成検査機関の指定の基準）

第十八条の二 法第五十八条の二十四号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。

二 完成検査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

三 前各号に掲げるもののほか、完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

（指定完成検査機関に係る指定の更新）

第十九条 法第五十八条の二十の二第一項の規定により、指定完成検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第十三条から前条までの規定を準用する。

（指定完成検査機関に係る変更の届出）

第二十条 法第五十八条の二十の二の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定完成検査機関は、様式第十二の指定完成検査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定完成検査機関に係る業務規程の認可の申請等）

第二十一条 法第五十八条の二十三第一項の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定完成検査機関は、様式第十三の指定完成検査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十八条の二十三第一項の規定により、業務規程の変更の認可を受けようとする指定完成検査機関は、様式第十四の指定完成検査機関業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定完成検査機関の業務規程の記載事項）

第二十二条 法第五十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 完成検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 完成検査の業務を行う場所に関する事項

三 完成検査を行うおとする製造施設等に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項

四 完成検査に係る手数料の収納の方法に関する事項

五 完成検査証の交付に関する事項

六 統括完成検査員の選任及び解任に関する事項

七 統括完成検査員及び完成検査員の配置並びに教育に関する事項

八 完成検査を行った製造施設等に係る完成検査の申請書の保存に関する事項

九 完成検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項

十 完成検査の実施体制に関する事項

十一 完成検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項
 十二 完成検査の結果の報告の体制及び完成検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項
 十三 前各号に掲げるもののほか、完成検査の業務に關し必要な事項

第二十三条 法第五十八條の二十四の規定により、完成検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする指定完成検査機関は、様式第十五の指定完成検査機関業務休止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三章の二 指定輸入検査機関

（指定輸入検査機関の指定等）

第二十三条の二 法第五十八條の三十の二第一項の規定により、指定輸入検査機関の指定は、輸入検査を行う地域を定めて行うものとする。この場合において、経済産業大臣（高压ガス保安法施行令第十八條第一項の規定により都道府県知事が指定輸入検査機関に関する事務を行う場合には都道府県知事、同令第十九條第二項の規定により産業保安監督部長が指定輸入検査機関に関する権限を行う場合には産業保安監督部長。以下第二十三条の十二まで同じ。）は、輸入検査を行うおとする者の能力又は申請により、指定に係る業務の範囲を限ることができ

る。
 2 法第五十八條の三十の二第一項の規定により、指定輸入検査機関の指定を受けようとする者は、様式第十五の二の指定輸入検査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（輸入検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものの）
- 四 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び略歴並びに第二十三条の六に規定する構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）及び構成割合
- ロ 輸入検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ 第二十三条の四で規定する輸入検査を実施する者の氏名及び資格
 ニ 輸入検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要
 ホ 協力会社を用いて輸入検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の（イ）から（ホ）の事項
 （イ） 名称及び所在地
 （ロ） 定款
 （ハ） 輸入検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能
 （ニ） 検査（高压ガスの圧力及び成分の分析並びに高压ガスの容器に関する検査をいう。以下（二）において同じ。）の実績及び検査の能力
 （ホ） 輸入検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し

ヘ 輸入検査を実施する体制（協力会社を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む。）の所要日数及び一月当たりの検査実施能力
 五 申請者が、法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の十九各号の規定に該当しないことを説明した書面
 六 申請者が、第二十三条の七において準用する第十八條の二各号の規定に適合していることを説明した書類
 （輸入検査に係る検査設備）

第二十三条の三 法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十第一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げる設備、第三十七條各号に掲げる設備その他輸入検査を行う高压ガス及びその容器に応じた必要な設備とする。

- 一 ガスクロマトグラフ
- 二 圧力計
- 三 温度計
- 四 加圧試験装置
- 五 温水試験槽

（輸入検査を実施する者に係る要件）

第二十三条の四 法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十第二号の経済産業省令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、

又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校若しくは理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む）、かつ、高压ガスの充填の作業、容器の製造の作業、容器の検査又は輸入高压ガスの検査の実務に関する二年以上の経験を有すること。

二 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高压ガスの充填の作業、容器の製造の作業、容器の検査又は輸入高压ガスの検査の実務に関する四年以上の経験を有すること。

三 前二号に掲げる条件と同等以上のものと経済産業大臣が認めたもの。

（輸入検査を実施する者の数等）

第二十三条の五 法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十第二号の経済産業省令で定める数は、二名とする。この場合において、輸入検査を実施する者一名で一年間に実施することができ、輸入検査の数は百五十を超えてはならない。

（指定輸入検査機関に係る構成員の構成）

第二十三条の六 法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十第三号の経済産業省令で定める構成員は、第十八條各号に掲げるものとする。

（指定輸入検査機関の指定の基準）

第二十三条の七 法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十第四号の経済産業省令で定める基準については、第十八條の二の規定を準用する。この場合において、同条第二号及び第三号中「完成検査」とあるのは、「輸入検査」と読み替えるものとする。

（指定輸入検査機関に係る指定の更新）

第二十三条の八 法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十の二第一項の規定により、指定輸入検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第二十三条の二から前条までの規定を準用する。

（指定輸入検査機関に係る変更の届出）

第二十三条の九 法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十二の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定輸入検査機関は、様式第十五の三の

指定輸入検査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定輸入検査機関に係る業務規程の認可の申請等）

第二十三条の十 法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十三第一項の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定輸入検査機関は、様式第十五の四の指定輸入検査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十三第一項の規定により、業務規程の変更の認可を受けようとする指定輸入検査機関は、様式第十五の五の指定輸入検査機関業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定輸入検査機関の業務規程の記載事項）

第二十三条の十一 法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 輸入検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 輸入検査の業務を行う場所に関する事項
- 三 輸入検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- 四 輸入検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 五 輸入検査合格証の交付に関する事項
- 六 輸入検査を実施する者の選任及び解任に関する事項
- 七 輸入検査を実施する者の配置及び教育に関する事項
- 八 輸入検査申請書及び輸入高压ガス明細書の保存に関する事項
- 九 輸入検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- 十 輸入検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項
- 十一 輸入検査の結果の報告の体制及び記録を記載する報告書の様式に関する事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、輸入検査の業務に關し必要な事項

（指定輸入検査機関に係る業務の休廃止の届出）

第二十三条の十二 法第五十八條の三十の二第二項において準用する法第五十八條の二十四の規

定により、輸入検査の業務の全部又は一部の停止又は廃止をしようとする指定輸入検査機関は、様式第十五の六の指定輸入検査機関業務休廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四章 指定保安検査機関

(指定保安検査機関に係る指定の区分)

第二十四条 法第五十八条の三十の三第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。

一 冷凍保安規則第四十一条第四項において準用する同令第四十条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

二 液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

三 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

四 コンビナート等保安規則第三十五条第四項において準用する同令第三十四条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

五 前二号に掲げる保安検査のうち、製造設備が一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十二号の二又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十三号の二に規定するコールド・エバポレータである特定施設(当該特定施設のみを有する事業所に設置されているものに限る。)に係る保安検査を行う者としての指定

法第五十八条の三十の三第一項の規定により、指定保安検査機関の指定は、前項各号に掲げる特定施設の所在する地域を定めて行うものとする。この場合において、経済産業大臣(高圧ガス保安法施行令第十八条第一項の規定により都道府県知事が指定保安検査機関に関する事務を行う場合には都道府県知事、同令第十九条第二項の規定により産業保安監督部長が指定保安検査機関に関する権限を行う場合には産業保安監督部長。以下第三十四条まで同じ。)は、

特定施設の保安検査を行うとする者の能力又は申請により、前項の指定に係る業務の範囲を定めることができる。

(指定保安検査機関に係る指定の申請)

第二十五条 法第五十八条の三十の三第一項の規定により、指定保安検査機関の指定を受けよう

とする者は、様式第十六の指定保安検査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(保安検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び略歴並びに第二十九条に規定する構成員の氏名(構成員が法人である場合は、その法人の名称)及び構成割合

ロ 保安検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ 第二十七条第一項で規定する保安検査を実施する者の氏名及び資格

ニ 保安検査以外の業務を行つていいる場合は、その業務の種類及び概要

ホ 協力会社を用いて保安検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の(イ)から(ホ)の事項

(イ) 名称及び所在地

(ロ) 定款

(ハ) 保安検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能

(ニ) 設備検査の実績及び検査能力

(ホ) 保安検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し

ヘ 保安検査を実施する特定施設の種類及び規模に応じた検査実施体制(協力会社を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む。)所要日数及び一月当たりの検査実施能力

五 申請者が、法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の十九各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が、第二十九条の二において準用する第十八条の二各号の規定に適合していることを説明した書類

(保安検査に係る検査設備)

第二十六条 法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十一号の経済

産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げるものとする。

一 安全弁作動試験用器具又は設備

二 圧力計精度確認用器具

三 温度計精度確認用器具

四 肉厚測定用器具

五 耐圧試験用設備

六 気密試験用設備

七 非破壊探傷検査用設備

八 その他特定施設に応じて必要な機械器具その他の設備

(保安検査を実施する者に係る要件)

第二十七条 法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十二号の経済産業省令で定める条件のうち統括保安検査員(自ら機械器具その他の設備を操作し保安検査を行う者(以下「保安検査員」という。))その他作業者の指揮、監督、検査工程の管理及び検査結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。)

に係るものは、当該指定保安検査機関の運営に関し十分な意見を反映しうる役職にあり、かつ、次の各号に掲げるものとする。

一 第二十四条第一項第一号に規定する区分に係る統括保安検査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状の交付を受け、かつ、冷凍のための高圧ガスの製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 冷凍のための高圧ガスの製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する六年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

二 第二十四条第一項第二号に規定する区分に係る統括保安検査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受け、かつ、液化石油ガスの製造の作業又は液化石油ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 液化石油ガスの製造の作業又は液化石油ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する六年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

三 第二十四条第一項第三号に規定する区分に係る統括保安検査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受け、かつ、高圧ガス(冷凍のための高圧ガス及び液化石油ガスを除く。以下この号において同じ。)の製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 高圧ガスの製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する六年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

四 第二十四条第一項第四号に規定する区分に係る統括保安検査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受け、かつ、特定製造事業所における高圧ガス(冷凍のための高圧ガスを除く。以下この号において同じ。)の製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 特定製造事業所における、高圧ガスの製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する六年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

五 第二十四条第一項第五号に規定する区分に係る統括保安検査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任

者免状の交付を受け、かつ、一種類以上の第十四条第一項第五号に規定する液化ガス（以下この号において単に「液化ガス」という。）の製造の作業又は液化ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する二年以上の経験を有すること。

ロ 液化ガスの製造の作業又は液化ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する四年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

2 法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十第一号の経済産業省令で定める条件のうち保安検査員に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 第二十四条第一項第一号に掲げる区分に係る保安検査員に関する条件は、冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

二 第二十四条第一項第二号に掲げる区分に係る保安検査員に関する条件は、液化石油ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

三 第二十四条第一項第三号に掲げる区分に係る保安検査員に関する条件は、高圧ガス（冷凍のための高圧ガス及び液化石油ガスを除く。以下この号において同じ。）の製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

四 第二十四条第一項第四号に掲げる区分に係る保安検査員に関する条件は、高圧ガス（冷凍のための高圧ガスを除く。以下この号において同じ。）の製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

五 第二十四条第一項第五号に規定する区分に係る保安検査員に関する条件は、一種類以上の同号に規定する液化ガスの製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する二年以上の経験を有すること。

（保安検査員の数等）

第二十八条 法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十第二号の経済

産業省令で定める数は、統括保安検査員にあつては指定保安検査機関の指定の区分ごとにその職員一名とする。この場合において、統括保安検査員一名で保安検査を実施することができ第二十四条第一項各号に掲げる特定施設を有する事業所の箇所数は、次の各号に掲げる事業所ごとに、それぞれ当該各号に掲げる箇所数とする。

一 第二十四条第一項第一号に掲げる特定施設を有する事業所 六百箇所

二 第二十四条第一項第二号に掲げる特定施設を有する事業所 百五十箇所

三 第二十四条第一項第三号に掲げる特定施設を有する事業所 百五十箇所

四 第二十四条第一項第四号に掲げる特定施設を有する事業所 三十箇所

五 第二十四条第一項第五号に掲げる特定施設のみを有する事業所 二百箇所

2 前項に規定するほか、指定保安検査機関（指定保安検査機関としての指定を受けようとする者を含む。以下この項において同じ。）は、一の統括保安検査員に二以上の第二十四条第一項各号に掲げる区分に係る特定施設の統括保安検査員を兼務させることができる。この場合において、当該指定保安検査機関の統括保安検査員の数は、兼務させないときの統括保安検査員の数を下回つてはならない。

（指定保安検査機関に係る構成員の構成）

第二十九条 法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十第三号の経済産業省令で定める構成員は、第十八条各号に掲げるものとする。

（指定保安検査機関の指定の基準）

第二十九条の二 法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十第四号の経済産業省令で定める基準については、第十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「完成検査」とあるのは、「保安検査」と読み替へるものとする。

（指定保安検査機関に係る指定の更新）

第三十条 法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十の二第一項の規定により、指定保安検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第二十四条から前条までの規定を準用する。

（指定保安検査機関に係る変更の届出）

第三十一条 法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十二の規定によ

り、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定保安検査機関は、様式第十七の指定保安検査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定保安検査機関に係る業務規程の認可の申請等）

第三十二条 法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十三第一項の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定保安検査機関は、様式第十八の指定保安検査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十三第一項の規定により、業務規程の変更の認可を受けようとする指定保安検査機関は、様式第十九の指定保安検査機関業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定保安検査機関の業務規程の記載事項）

第三十三条 法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 保安検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 保安検査の業務を行う場所に関する事項

三 保安検査を行うおとする特定施設に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項

四 保安検査に係る手数料の収納の方法に関する事項

五 保安検査証の交付に関する事項

六 統括保安検査員の選任及び解任に関する事項

七 統括保安検査員及び保安検査員の配置並びに教育に関する事項

八 保安検査を行った特定施設に係る保安検査の申請書の保存に関する事項

九 保安検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項

十 保安検査の実施体制に関する事項

十一 保安検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項

十二 保安検査の結果の報告の体制及び保安検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、保安検査の業務に關し必要な事項

（指定保安検査機関に係る業務の休廃止の届出）

第三十四条 法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十四の規定により、保安検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする指定保安検査機関は、様式第二十の指定保安検査機関業務休廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五章 指定容器検査機関

（指定容器検査機関に係る指定の区分）

第三十五条 法第五十八条の三十一第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。

一 一般継目なし容器

二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器

三 内容積が四キリットル未満の溶接容器

四 内容積が四キリットル未満の超低温容器

五 内容積が四キリットル以上の溶接容器及び超低温容器

六 ろう付け容器

七 一般複合容器

八 液化石油ガス用一般複合容器

九 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器

十 圧縮水素自動車燃料装置用容器

十一 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器

十二 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器

十三 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器

十四 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器

十五 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器

十六 圧縮水素運送自動車用容器

十七 再充てん禁止容器

十八 附属品

十九 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器

2 法第五十八条の三十一第一項の規定により、経済産業大臣は、容器検査、附属品検査、容器再検査若しくは附属品再検査又は型式試験（以下この章において「容器検査等又は型式試験」という。）を行うおとする者の能力又は申請により、前項の指定に係る業務の範囲を限ることができる。

(指定容器検査機関に係る指定の申請)

第三十六條 法第五十八條の三十一第一項の規定

により、指定容器検査機関の指定を受けようとする者は、様式第二十一の指定容器検査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(容器検査等又は型式試験の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び略歴並びに第四十條に規定する構成員の氏名(構成員が法人である場合は、その法人の名称)及び構成割合

ロ 容器検査等又は型式試験に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ 第三十八條に規定する容器検査等又は型式試験を実施する者の氏名及び資格

ニ 容器検査等又は型式試験以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

ホ 協力会社を用いて容器検査等又は型式試験を行う場合は、当該協力会社に係る次の事項

(イ) 名称及び所在地

(ロ) 定款

(ハ) 容器検査等又は型式試験に用いる機械器具その他の設備の数及び性能

(ニ) 検査の実績及び検査能力

(ホ) 容器検査等又は型式試験に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し

ヘ 容器検査等又は型式試験を実施する容器又は附属品(以下「容器等」という。)の種類及び規模に応じた検査実施体制(協力会社を用いる場合には、協力会社の業務の範囲を含む。)、所要日数及び一月当たりの検査実施能力

五 申請者が、法第五十八條の三十一第二項において準用する法第五十八條の十九各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が、第四十條の二において準用する第十八條の二各号の規定に適合していることを説明した書類

(容器検査等又は型式試験に係る検査設備)

第三十七條 法第五十八條の三十一第二項において準用する法第五十八條の二十第一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げる設備のうち第三十五條第一項各号に掲げる区分に係る容器等の種類に応じて必要となるものとする。

一 寸法測定器具(ねじゲージを含む。)(日本産業規格B7507(1993)ノギス、日本産業規格B7502(1994)マイクロメータ、日本産業規格Z2355(1994)超音波パルス反射法による厚さ測定方法に適合するものに限る。)

二 万能試験機(日本産業規格B7721(1991)万能試験機及び日本産業規格B7733(1992)圧縮試験機の一級に適合するものに限る。)

三 衝撃試験機(日本産業規格B7722(1990)シャルピー衝撃試験機に適合するものに限る。)

四 金属顕微鏡

五 金属用硬さ試験機(日本産業規格B7724(1994)ブリネル硬さ試験機、日本産業規格B7725(1991)ピッカース硬さ試験機、日本産業規格B7726(1993)ロックウェル硬さ試験機に適合するものに限る。)

六 超音波探傷試験設備、磁粉探傷試験設備又は浸透探傷試験設備

七 放射線透過試験設備(日本産業規格Z3104(1995)鋼溶接継手の放射線透過試験方法、日本産業規格Z3106(1997)ステンレス鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法に規定する能力を有するものに限る。)

八 耐圧試験設備

九 破裂試験設備

十 はかり

十一 気密試験設備

十二 内視鏡及び照明器具

十三 圧力サイクル試験設備

十四 高圧加圧試験設備

十五 ねじ顕微鏡、拡大投影鏡又は形状測定機

十六 断熱性能試験設備

十七 火災暴露試験設備

十八 耐酸試験設備

十九 塩水噴霧試験設備

二十 振り子式衝撃試験設備

二十一 安全弁作動試験装置

二十二 トルクメータ

二十三 ゴム用硬さ試験機

二十四 ばね試験機

(容器検査等又は型式試験を実施する者に係る要件)

第三十八條 法第五十八條の三十一第二項において準用する法第五十八條の二十第二号の経済産業省令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 容器検査又は容器に係る型式試験を実施する者に係る条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修めた場合を含む。)、かつ、高圧ガスの充填の作業、容器の製造の作業又は容器の検査の実務に関する二年以上の経験を有すること。

ロ 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充填の作業、容器の製造の作業又は容器の検査の実務に関する四年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロに掲げる条件と同等以上のものと経済産業大臣が認めたもの

二 附属品検査又は附属品に係る型式試験を実施する者に係る条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修めた場合を含む。)、かつ、高圧ガスを

の充填の作業、附属品の製造の作業又は附属品の検査の実務に関する二年以上の経験を有すること。

ロ 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充填の作業、附属品の製造の作業又は附属品の検査の実務に関する四年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロに掲げる条件と同等以上のものと経済産業大臣が認めたもの

三 容器再検査又は附属品再検査を実施する者に係る条件は、次のイからニまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)、かつ、高圧ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に関する六月以上の経験を有すること。

ロ 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に関する一年以上の経験を有すること。

ハ 製造保安責任者免状の交付を受けていること。

ニ イ、ロ又はハに掲げる条件と同等以上のものと経済産業大臣が認めたもの

第三十九條 法第五十八條の三十一第二項において準用する法第五十八條の二十第二号の経済産業省令で定める数は、前条第一号及び第二号に規定する条件に該当する者をそれぞれ五名以上含む二十名とする。

(指定容器検査機関に係る構成員の構成)

第四十條 法第五十八條の三十一第二項において準用する法第五十八條の二十第三号の経済産業省令で定める構成員は、第十八條各号に掲げるものとする。

(指定容器検査機関の指定の基準)

第四十條の二 法第五十八條の三十一第二項において準用する法第五十八條の二十四号の経済

産業省令で定める基準については、第十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「完成検査」とあるのは、「容器検査」と読み替えるものとする。

（指定容器検査機関に係る指定の更新）

第四十一条 法第五十八条の三十一第二項において準用する法第五十八条の二十の第二項の規定により、指定容器検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第三十五条から前条までの規定を準用する。

（指定容器検査機関に係る変更の届出）

第四十二条 法第五十八条の三十一第二項において準用する法第五十八条の二十二の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定容器検査機関は、様式第二十二の指定容器検査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定容器検査機関に係る業務規程の認可の申請等）

第四十三条 法第五十八条の三十一第二項において準用する法第五十八条の二十三第一項の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定容器検査機関は、様式第二十三の指定容器検査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十八条の三十一第二項において準用する法第五十八条の二十三第一項の規定により、業務規程の変更の認可を受けようとする指定容器検査機関は、様式第二十四の指定容器検査機関業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定容器検査機関の業務規程の記載事項）

第四十四条 法第五十八条の三十一第二項において準用する法第五十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 容器検査等又は型式試験の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 容器検査等又は型式試験の業務を行う場所に関する事項
- 三 容器検査等又は型式試験を行うおとする容器等に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- 四 容器検査等又は型式試験に係る手数料の収納の方法に関する事項

五 容器等の刻印に関する事項

六 容器等の型式試験合格証の交付に関する事項

七 容器検査等又は型式試験を実施する者の選任及び解任に関する事項

八 容器検査等又は型式試験を実施する者の配置並びに教育に関する事項

九 容器検査等又は型式試験を行った容器又は附属品に係る容器検査等又は型式試験の申請書の保存に関する事項

十 容器検査等又は型式試験を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項

十一 容器検査等又は型式試験に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項

十二 容器検査等又は型式試験の記録を記載する報告書の様式に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、容器検査等又は型式試験の業務に関し必要な事項

第四十五条 法第五十八条の三十一第二項において準用する法第五十八条の二十四の規定により、容器検査等又は型式試験の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする指定容器検査機関は、様式第二十五の指定容器検査機関業務廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六章 指定特定設備検査機関

（指定特定設備検査機関に係る指定の区分）

第四十六条 法第五十八条の三十二第一項の経済産業省令で定める区分は、第一種特定設備又は第二種特定設備の種別に加え、次の各号に掲げるものによるものとする。

- 一 塔及び反応器
 - 二 球形貯槽
 - 三 平底円筒形貯槽
 - 四 熱交換器、蒸発器及び凝縮器
 - 五 加熱炉
 - 六 圧入円筒形貯槽及び横置円筒形貯槽
 - 七 バルク貯槽（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第一条第二項第二号に規定するバルク貯槽をいう。）
 - 八 その他の圧力容器
- 法第五十八条の三十二第一項の規定により、経済産業大臣は、特定設備検査を行おうとする者の能力又は申請により、前項の指定に係る業務の範囲を定めることができる。

（指定特定設備検査機関に係る指定の申請）

第四十七条 法第五十八条の三十二第一項の規定により、指定特定設備検査機関の指定を受けようとする者は、様式第二十六の指定特定設備検査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（特定設備検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものを）
- 四 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び略歴並びに第五十一条に規定する構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）及び構成割合
 - ロ 特定設備検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
 - ハ 第四十九条で規定する特定設備検査を実施する者の氏名及び資格
 - ニ 特定設備検査以外の業務を行つている場合は、その業務の種類及び概要
 - ホ 協力会社を用いて特定設備検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の事項
 - (イ) 名称及び所在地
 - (ロ) 定款
 - (ハ) 特定設備検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能
 - (ニ) 検査の実績及び検査能力
 - (ホ) 特定設備検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し
 - ヘ 特定設備検査を実施する特定設備の種類及び規模に応じた検査実施体制（協力会社を用いる場合には、協力会社の業務の範囲を含む。）
- 五 申請者が、法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の十九各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 六 申請者が、第五十一条の二において準用する第十八条の二各号の規定に適合していることを説明した書類

（特定設備検査に係る検査設備）

第四十八条 法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げる設備のうち第四十六条第一項各号に掲げる区分に係る特定設備の種類に応じて必要となるものとする。

- 一 寸法測定器（日本産業規格B7512（1993）鋼製巻尺、日本産業規格B7507（1993）ノギス、日本産業規格B7502（1994）マイクロメータ、日本産業規格Z2355（1994）超音波パルス反射法による厚さ測定方法に適合するものに限る。）
- 二 引張試験設備（日本産業規格B7721（1991）引張試験機の一級に適合するものに限る。）
- 三 衝撃試験設備（日本産業規格B7722（1990）シャルピー衝撃試験機に適合するものに限る。）
- 三の二 落重試験設備（米国材料試験協会の規格E208（1987）フェライト鋼の無延性遷移温度を求めるための落重試験の標準試験方法に規定する能力を有するものに限る。）
- 四 超音波探傷試験設備（日本産業規格Z3060（1994）鋼溶接部の超音波探傷試験方法に規定する能力を有するものに限る。）
- 四の二 破壊じん性試験設備（米国材料試験協会の規格E1820（2000）破壊じん性測定に関する標準試験方法に規定する能力を有するものに限る。）
- 五 磁粉探傷試験設備（日本産業規格G0565（1992）鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の分類に規定する能力を有するものに限る。）
- 六 浸透探傷試験設備（日本産業規格Z2343（1992）浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類に規定する能力を有するものに限る。）
- 七 放射線透過試験設備（日本産業規格Z3104（1995）鋼溶接継手の放射線透過試験方法、日本産業規格Z3105（1998）アルミニウム溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類法、日本産業規格Z3106（1971）ステンレス鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法及び日本産業規格Z3107（1999）

3) チタン溶接部の放射線透過試験方法に規定する能力を有するものに限る。)

八 耐圧試験設備

九 気密試験設備

十 真空漏えい試験設備

(特定設備検査を実施する者に係る要件)

第四十九条

法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十二号の経済産業省令で定める条件は、次の各号のいずれか一に該当するものとする。

- 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること。
- 二 学校教育法による高等学校又は従前の規定による中等学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に二年以上従事した経験を有すること。
- 三 前二号に掲げる条件と同等以上のものと経済産業大臣が認めたもの

(特定設備検査を実施する者の数等)

第五十条

法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十二号の経済産業省令で定める数は、二十名とする。

(指定特定設備検査機関に係る構成員の構成)

第五十一条

法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十二号の経済産業省令で定める構成員は、第十八条各号に掲げるものとする。

(指定特定設備検査機関の指定の基準)

第五十一条の二

法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十四号の経済産業省令で定める基準については、第十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「完成検査」とあるのは、「特定設備検査」と読み替えるものとする。

(指定特定設備検査機関に係る指定の更新)

第五十二条

法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十の二第一項の規定により、指定特定設備検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第四十六条から前条までの規定を準用する。

(指定特定設備検査機関に係る変更の届出)

第五十三条

法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十二の規定によ

り、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定特定設備検査機関は、様式第二十七の指定特定設備検査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定特定設備検査機関に係る業務規程の認可の申請等)

第五十四条

法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十三第一項の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定特定設備検査機関は、様式第二十八の指定特定設備検査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2

法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十三第一項の規定により、業務規程の変更の認可を受けようとする指定特定設備検査機関は、様式第二十九の指定特定設備検査機関業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2

法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十三第一項の規定により、業務規程の変更の認可を受けようとする指定特定設備検査機関は、様式第二十九の指定特定設備検査機関業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第五十五条

法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定設備検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 特定設備検査の業務を行う場所に関する事項
- 三 特定設備検査を行おうとする特定設備に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- 四 特定設備検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 五 特定設備検査合格証の交付に関する事項
- 六 特定設備基準適合証の交付に関する事項
- 七 特定設備検査を実施する者の選任及び解任に関する事項
- 八 特定設備検査を実施する者の配置並びに教育に関する事項
- 九 特定設備検査を行った特定設備に係る特定設備検査の申請書の保存に関する事項
- 十 特定設備検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- 十一 特定設備検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項
- 十二 特定設備検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、特定設備検査の業務に関し必要な事項

(指定特定設備検査機関に係る業務の休廃止の届出)

法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十四の規定により、特定設備検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする指定特定設備検査機関は、様式第三十の指定特定設備検査機関業務休廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七章 指定設備認定機関

(指定設備認定機関に係る指定の申請)

第五十七条 法第五十八条の三十三第一項の規定により、法第五十六条の七第一項の規定による指定設備認定機関の指定を受けようとする者は、様式第三十一の指定設備認定機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(指定設備の認定の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)
- 四 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 申請者が法人である場合は、役員の名及び略歴並びに第六十一条に規定する構成員の氏名(構成員が法人である場合は、その法人の名称)及び構成割合
 - ロ 指定設備の認定に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
 - ハ 第五十九条で規定する指定設備の認定を実施する者の氏名及び資格
 - ニ 指定設備の認定以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要
 - ホ 協力会社を用いて指定設備の認定を行う場合は、当該協力会社に係る次の事項
 - (イ) 名称及び所在地
 - (ロ) 定款
 - (ハ) 指定設備の認定に用いる機械器具その他の設備の数及び性能
 - (ニ) 検査の実績及び検査能力

第五十八条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の十九各号の規定に該当しないことを説明した書面

申請者が、第六十一条の二において準用する第十八条の二各号の規定に適合していることを説明した書類

(指定設備の認定に係る検査設備)

第五十九条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 安全弁作動試験用器具又は設備
- 二 圧力計精度確認用器具
- 三 温度計精度確認用器具
- 四 肉厚測定用器具
- 五 耐圧試験用設備
- 六 気密試験用設備
- 七 その他指定設備に応じて必要な機械器具その他の設備

(指定設備の認定を実施する者に係る要件)

第六十条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十二号の経済産業省令で定める条件は、次の各号のいずれか一に該当するものとする。

- 一 第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状の交付を受け、かつ、冷凍のための高圧ガスの製造の作業、冷凍保安規則第六十三条に規定する機器(以下次号において単に「機器」という。)の製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。
- 二 冷凍のための高圧ガスの製造の作業、機器の製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する六年以上の経験を有すること。

(ホ) 指定設備の認定に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し

指定設備の認定を実施する指定設備の種類及び規模に応じた検査実施体制(協力会社を用いる場合には、協力会社の業務の範囲を含む。)、所要日数及び一月当たりの検査実施能力

申請者が、法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の十九各号の規定に該当しないことを説明した書面

申請者が、第六十一条の二において準用する第十八条の二各号の規定に適合していることを説明した書類

(指定設備の認定に係る検査設備)

第六十一条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 安全弁作動試験用器具又は設備
- 二 圧力計精度確認用器具
- 三 温度計精度確認用器具
- 四 肉厚測定用器具
- 五 耐圧試験用設備
- 六 気密試験用設備
- 七 その他指定設備に応じて必要な機械器具その他の設備

(指定設備の認定を実施する者に係る要件)

第六十二条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十二号の経済産業省令で定める条件は、次の各号のいずれか一に該当するものとする。

- 一 第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状の交付を受け、かつ、冷凍のための高圧ガスの製造の作業、冷凍保安規則第六十三条に規定する機器(以下次号において単に「機器」という。)の製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。
- 二 冷凍のための高圧ガスの製造の作業、機器の製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する六年以上の経験を有すること。

(指定設備の認定を実施する者の数等)
第六十条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十第三号の経済産業省令で定める数は、二十名とする。

(指定設備認定機関に係る構成員の構成)
第六十一条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十第三号の経済産業省令で定める構成員は、第十八条各号に掲げるものとする。

(指定設備認定機関の指定の基準)
第六十二条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十四号の経済産業省令で定める基準については、第十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「完成検査」とあるのは、「指定設備の認定」と読み替えるものとする。

(指定設備認定機関に係る指定の更新)
第六十三条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十の二第一項の規定により、指定設備認定機関が指定の更新を受けようとする場合は、第五十七条から前条までの規定を準用する。

(指定設備認定機関に係る変更の届出)
第六十四条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十三第一項の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定設備認定機関は、様式第三十三の指定設備認定機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定設備認定機関に係る業務規程の認可の申請等)
第六十五条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十三第二項において準用する法第五十八条の二十三第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 指定設備の認定の業務を行う時間及び休日に関する事項
 二 指定設備の認定の業務を行う場所に関する事項
 三 指定設備の認定を行おうとする指定設備に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
 四 指定設備の認定に係る手数料の収納の方法に関する事項
 五 指定設備認定証の交付に関する事項
 六 指定設備の認定を実施する者の選任及び解任に関する事項
 七 指定設備の認定を実施する者の配置並びに教育に関する事項
 八 認定を行つた指定設備に係る認定の申請書の保存に関する事項
 九 指定設備の認定を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
 十 指定設備の認定に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項
 十一 指定設備の認定の記録を記載する報告書の様式に関する事項
 十二 前各号に掲げるもののほか、指定設備の認定の業務に関し必要な事項

(指定設備認定機関に係る業務の休廃止の届出)
第六十六条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十四の規定により、指定設備の認定の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする指定設備認定機関は、様式第三十五の指定設備認定機関業務休廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第八章 検査組織等調査機関
第六十六条の二 法第五十八条の三十四の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものとする。
 一 法第二十条第三項第二号の認定の申請に係る法第五十八条第一号の事業所又は第一種貯蔵所における完成検査のための組織及び完成検査の方法について調査を行う者としての指定
 二 法第二十条第三項第二号の認定の申請に係る法第五十八条第一号の事業所における完成検査のための組織及び完成検査の方法について調査を行う者としての指定

(指定設備認定機関の業務規程の記載事項)
第六十五条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十三第二項の経済

産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

三 指定設備の認定を行おうとする指定設備に
 四 指定設備の認定に係る手数料の収納の方法
 五 指定設備認定証の交付に関する事項
 六 指定設備の認定を実施する者の選任及び解任に関する事項
 七 指定設備の認定を実施する者の配置並びに教育に関する事項
 八 認定を行つた指定設備に係る認定の申請書の保存に関する事項
 九 指定設備の認定を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
 十 指定設備の認定に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項
 十一 指定設備の認定の記録を記載する報告書の様式に関する事項
 十二 前各号に掲げるもののほか、指定設備の認定の業務に関し必要な事項

(指定設備認定機関に係る業務の休廃止の届出)
第六十六条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十四の規定により、指定設備の認定の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする指定設備認定機関は、様式第三十五の指定設備認定機関業務休廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第八章 検査組織等調査機関
第六十六条の二 法第五十八条の三十四の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものとする。
 一 法第二十条第三項第二号の認定の申請に係る法第五十八条第一号の事業所又は第一種貯蔵所における完成検査のための組織及び完成検査の方法について調査を行う者としての指定
 二 法第二十条第三項第二号の認定の申請に係る法第五十八条第一号の事業所における完成検査のための組織及び完成検査の方法について調査を行う者としての指定

(指定設備認定機関の業務規程の記載事項)
第六十五条 法第五十八条の三十三第二項において準用する法第五十八条の二十三第二項の経済

三 法第三十五条第一項第二号の認定の申請に係る法第五十八条第一号の事業所における保安検査のための組織及び保安検査の方法について調査を行う者としての指定
 四 法第三十五条第一項第二号の認定の申請に係る法第五十八条第二号の事業所における保安検査のための組織及び保安検査の方法について調査を行う者としての指定

四の二 法第三十九条の十三の認定の申請に係る法第五十八条第一号の事業所における保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について調査を行う者としての指定(第四号の四に掲げる指定の区分を除く)
 四の三 法第三十九条の十三の認定の申請に係る法第五十八条第一号の事業所における保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について調査を行う者としての指定(次号に掲げる指定の区分を除く)

四の四 法第三十九条の十三の認定の申請に係る法第五十八条第一号の事業所における保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について調査を行う者としての指定(冷凍保安規則別表第五の三の項下欄、液化石油ガス保安規則別表第六の三の項下欄、一般高压ガス保安規則別表第六の三の項下欄並びにコンビナート等保安規則別表第九の三の項下欄及び別表第十の三の項下欄に掲げる認定の基準に係る調査に限る。)を行う者としての指定
 五 法第四十九條の五第一項及び法第四十九條の三十一第一項の登録の申請に係る工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに容器等検査規程で定める容器又は附属品の検査の方法について調査を行う者としての指定

六 法第五十六条の六の二第一項及び法第五十六条の六の二十二第一項の登録の申請に係る工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに特定設備検査規程で定める特定設備の検査の方法について調査を行う者としての指定
 七 法第五十八条の三十四の規定により、経済産業大臣は、検査組織等調査を行おうとする者の能力又は申請により、前項の指定に係る業務の範囲を定めることができる。

(検査組織等調査機関に係る指定の申請)
第六十六条の三 法第五十八条の三十四の規定により、検査組織等調査機関の指定を受けようとする者は、様式第三十五の二の検査組織等調査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書
 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(検査組織等調査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)
 四 次に掲げる事項を記載した書類
 イ 申請者が法人である場合は、役員の名及び略歴並びに第六十六条の五に規定する構成員の氏名(構成員が法人である場合は、その法人の名称)及び構成割合
 ロ 第六十六条の四で規定する検査組織等調査を実施する者の氏名及び資格
 ハ 検査組織等調査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要
 ニ 協力会社を用いて検査組織等調査を行う場合は、当該協力会社に係る次の(イ)から(三)の事項
 (イ) 名称及び所在地
 (ロ) 定款
 (ハ) 検査組織等調査の実績及び調査能力
 (ニ) 検査組織等調査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し
 ホ 検査組織等調査を実施する体制(協力会社を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む)、所要日数及び一月当たりの調査実施能力

五 申請者が、法第五十九条において準用する法第五十八条の十九各号の規定に該当しないことを説明した書面
 六 申請者が、第六十六条の七において準用する第十八条の二各号の規定に適合していることを説明した書類
 (検査組織等調査を実施する者に係る要件)
第六十六条の四 法第五十八条の三十五第一号の経済産業省令で定める条件のうち、統括検査組織等調査員(自ら検査組織等調査を行う者(以下「検査組織等調査員」という。その他作業者の指揮、監督、調査工程の管理及び調査結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。))に係るものは、当該検査組織等調査機関の運営に関

する者は、様式第三十五の二の検査組織等調査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書
 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(検査組織等調査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)
 四 次に掲げる事項を記載した書類
 イ 申請者が法人である場合は、役員の名及び略歴並びに第六十六条の五に規定する構成員の氏名(構成員が法人である場合は、その法人の名称)及び構成割合
 ロ 第六十六条の四で規定する検査組織等調査を実施する者の氏名及び資格
 ハ 検査組織等調査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要
 ニ 協力会社を用いて検査組織等調査を行う場合は、当該協力会社に係る次の(イ)から(三)の事項
 (イ) 名称及び所在地
 (ロ) 定款
 (ハ) 検査組織等調査の実績及び調査能力
 (ニ) 検査組織等調査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し
 ホ 検査組織等調査を実施する体制(協力会社を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む)、所要日数及び一月当たりの調査実施能力

査員にあつては次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に定める数とする。この場合において、統括検査組織等調査員一名で一年間に検査組織等調査を実施することができず事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場の数は、五十を超えてはならない。

一 第六十六條の二第一項各号（第四号の四を除く。）に掲げる区分 当該指定の区分ごとに、検査組織等調査機関の職員二名

二 第六十六條の二第二項第四号の四に掲げる区分 検査組織等調査機関の職員一名

2 前項に規定するほか、検査組織等調査機関（検査組織等調査機関としての指定を受けようとする者を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、一の統括検査組織等調査員に二以上の第六十六條の二第一項各号に掲げる区分に係る統括検査組織等調査員を兼務させることができる。この場合において、当該検査組織等調査機関の統括検査組織等調査員の数は、兼務させないときの統括検査組織等調査員の数を下回ってはならない。

3 検査組織等調査機関（第六十六條の二第一項第四号の四に掲げる指定の区分に係るものに限る。）は、一の統括検査組織等調査員に当該区分に係る検査組織等調査員を兼務させることができる。

（検査組織等調査機関に係る構成員の構成）

第六十六條の六 法第五十八條の三十五第三号の経済産業省令で定める構成員は、第十八條各号に掲げるものとする。

（検査組織等調査機関の指定の基準）

第六十六條の七 法第五十八條の三十五第四号の経済産業省令で定める基準については、第十八條の二の規定を準用する。この場合において、同条中「完成検査」とあるのは、「検査組織等調査」と読み替えるものとする。

（検査組織等調査機関に係る指定の更新）

第六十六條の八 法第五十九條において準用する法第五十八條の二十の二第一項の規定により、検査組織等調査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第六十六條の二から前条までの規定を準用する。

（検査組織等調査機関に係る変更の届出）

第六十六條の九 法第五十九條において準用する法第五十八條の二十二の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする検査組織等調査機関は、様式第三十五の三の検査組織等調

査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（検査組織等調査機関に係る業務規程の認可の申請等）

第六十六條の十 法第五十九條において準用する法第五十八條の二十三第一項の規定により、業務規程の認可を受けようとする検査組織等調査機関は、様式第三十五の四の検査組織等調査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十九條において準用する法第五十八條の二十三第一項の規定により、業務規程の変更の認可を受けようとする検査組織等調査機関は、様式第三十五の五の検査組織等調査機関業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（検査組織等調査機関の業務規程の記載事項）

第六十六條の十一 法第五十九條において準用する法第五十八條の二十三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第六十六條の二第一項第四号の二から第四号の四までに掲げる区分に係る検査組織等調査機関にあつては、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。

一 検査組織等調査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 検査組織等調査の業務を行う場所に関する事項

三 検査組織等調査機関の指定の区分に応じた調査項目に係る検査組織等調査の方法及びその結果の判定方法に関する事項

四 検査組織等調査に係る手数料の収納の方法に関する事項

五 認定完成検査実施者調査証、認定保安検査実施者調査証、容器保安規則第四十六條第二項の書面、国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第三十六條第二項の書面及び特定設備検査規則第六十三條第三項の書面の交付に関する事項

六 統括検査組織等調査員の選任及び解任に関する事項

七 統括検査組織等調査員及び検査組織等調査員の配置並びに教育に関する事項

八 検査組織等調査を行った事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場に係る検査組織等調査の申請書の保存に関する事項

九 検査組織等調査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項

十 検査組織等調査の実施体制に関する事項

十一 検査組織等調査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項

十二 前各号に掲げるもののほか、検査組織等調査の業務に関し必要な事項

（検査組織等調査機関に係る業務の休廃止の届出）

第六十六條の十二 法第五十九條において準用する法第五十八條の二十四の規定により、検査組織等調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする検査組織等調査機関は、様式第三十五の六の検査組織等調査機関業務休廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第九章 雑則

（帳簿）

第六十七條 法第六十條第二項の規定により、指定試験機関は、第二条の区分ごとの合格者の氏名、生年月日及び受験番号（以下次項において「記載事項」という。）を記載した帳簿を、記載の日から試験事務を廃止する日まで保存しなければならない。

2 法第六十條第二項の規定により、指定完成検査機関は、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、完成検査を実施した日から六年間、保存しなければならない。

一 完成検査を実施した製造施設等を有する事業所の名称及びその所在地

二 完成検査を実施した製造施設等

三 完成検査の記録（協力会社による項目については、協力会社名を含む。）

四 完成検査の結果

五 完成検査証の検査番号（交付年月日を含む。）

六 完成検査を実施した年月日並びに統括完成検査員及び完成検査員の氏名

法第六十條第二項の規定により、指定輸入検査機関は、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、輸入検査を実施した日から六年間、保存しなければならない。

一 輸入検査を実施した高圧ガスを輸入した者の名称並びにその事務所の所在地

二 輸入検査を実施した輸入高圧ガスの種類及び数量

三 輸入検査を実施した場所

四 内容確認試験及び容器に関する安全度試験等の記録（協力会社による項目については、協力会社名を含む。）

五 輸入検査の結果

六 輸入検査合格証の検査番号（交付年月日を含む。）

七 輸入検査を実施した年月日及び輸入検査を実施した者の氏名

法第六十條第二項の規定により、指定保安検査機関は、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、保安検査を実施した日から六年間、保存しなければならない。

一 保安検査を実施した特定施設を有する事業所の名称及びその所在地

二 保安検査を実施した特定施設

三 保安検査の記録（協力会社による項目については、協力会社名を含む。）

四 保安検査の結果

五 保安検査証の検査番号（交付年月日を含む。）

六 保安検査を実施した年月日並びに統括保安検査員及び保安検査員の氏名

法第六十條第二項の規定により、指定容器検査機関は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、容器検査等又は容器等の型式承認のための試験を実施した日から六年間、保存しなければならない。

一 容器検査 容器の記号及び番号並びに容器検査の年月日及び成績

二 附属品検査 附属品の記号及び番号並びに附属品検査の年月日及び成績

三 容器再検査 容器の記号及び番号並びに容器再検査の年月日及び成績

四 附属品再検査 附属品の記号及び番号並びに附属品再検査の年月日及び成績

五 容器の型式承認のための試験 容器の記号及び番号並びに承認をした年月日及び成績

六 附属品の型式承認のための試験 附属品の記号及び番号並びに承認をした年月日及び成績

法第六十條第二項の規定により、指定特定設備検査機関は、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、特定設備検査を実施した日から六年間、保存しなければならない。

一 特定設備検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに事業所等の名称及び所在地

二 特定設備検査を実施した年月日

三 特定設備検査の記録及び結果（協力会社による項目については、協力会社名を含む。）

- 四 特定設備検査を実施した者の氏名
- 五 特定設備検査合格証の交付年月日及び交付番号
- 六 特定設備基準適合証の交付年月日及び交付番号
- 七 法第六十条第二項の規定により、指定設備認定機関は、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、指定設備の認定を実施した日から六年間、保存しなければならない。
 - 一 認定した指定設備の名称
 - 二 認定した指定設備の製造事業所の名称
 - 三 指定設備認定証の交付年月日及び交付番号
 - 四 指定設備の認定を実施した者の氏名
- 八 法第六十条第二項の規定により、検査組織等調査機関は、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、検査組織等調査を実施した日から六年間、保存しなければならない。
 - 一 検査組織等調査を実施した事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場の名称及びその所在地
 - 二 検査組織等調査を実施した事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場に於いて、次に掲げるいずれかの事項
 - イ 法第二十条第三項第二号の認定の申請に係る完成検査のための組織及び完成検査の方法
 - ロ 法第三十五条第一項第二号の認定の申請に係る保安検査のための組織及び保安検査の方法
 - ハ 法第四十九条の五第一項及び法第四十九条の三十一第一項の登録の申請に係る容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに容器等検査規程で定める容器又は附属品の検査の方法
 - ニ 法第五十六条の六の二第一項及び法第五十六条の六の二十二第一項の登録の申請に係る特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに特定設備検査規程で定める特定設備の検査の方法
 - 三 検査組織等調査の結果
 - 四 認定完成検査実施者調査証、認定保安検査実施者調査証、容器保安規則第四十六条第二項の書面、国際相互承認に係る容器保安規則第三十六条第二項の書面及び特定設備検査規

- 則第六十三条第三項の書面の番号（交付年月日を含む。）
- 六 検査組織等調査を実施した年月日並びに統括検査組織等調査員及び検査組織等調査員の氏名
- （電磁的方法による保存）
- 第六十八条 前条各項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に應じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることとができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第六十条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
- （条例等に係る適用除外）
- 第六十九条 第四条第二項、第二十一条及び第三十二条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他のために別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
- 附 則
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
- 第二条 高圧ガス取締法に基づく指定試験機関等に関する省令（昭和六十一年通商産業省令第四十九号。次条において「旧省令」という。）は、廃止する。
- 第三条 この省令の施行の際現に指定保安検査機関の指定を受けている者において、旧省令第十四条に規定する条件に適合する保安検査員であつて現にその職務を実施している者は、この省令で規定する統括保安検査員とみなす。
- 附 則（平成九年三月二七日通商産業省令第三十九号）
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条から第十条まで及び第十二条から第十五条までの規定は、平成九年四月二日から施行する。
- 附 則（平成一〇年三月二六日通商産業省令第二十五号）
- この省令は、平成十年四月一日から施行する。

- 附 則（平成二二年三月一日通商産業省令第二三号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二二年三月三一日通商産業省令第六八号）
- この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二二年六月三〇日通商産業省令第一三二二号）
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、平成十二年七月一日から施行する。
- （経過措置）
- 第二条 この省令の施行前に、この省令による改正前の高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の規定による指定完成検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関若しくは指定設備認定機関に係る指定（指定の更新を含む。以下同じ。）又は業務規程の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）の申請がされた指定完成検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関若しくは指定設備認定機関に係る指定又は業務規程の認可については、なお従前の例による。
- 附 則（平成二二年九月二六日通商産業省令第一九三三号）
- この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第二十三条の二及び第六十九条第七号の二の改正規定並びに様式第十五の二の改正規定（「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二五年三月三一日経済産業省令第四一〇号） 抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二七年三月四日経済産業省令第一四〇号）
- この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。
- 附 則（平成二七年三月二一日経済産業省令第二二二号）
- この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二八年四月二八日経済産業省令第六三三三号） 抄

- （施行期日）
- 第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
- 附 則（平成二〇年二二月一日経済産業省令第八二二二号）
- この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。
- 附 則（平成二二年八月一六日経済産業省令第四九四九号） 抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、平成二十二年九月十六日から施行する。
- （経過措置）
- 第三条 この省令の施行前にこの省令による改正前の高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第十四条、第二十三条の二、第二十五条、第三十六条、第四十七条、第五十七条及び第六十六条の三の規定による指定の申請については、なお従前の例による。
- 附 則（平成二八年四月一日経済産業省令第六五五五号）
- この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二八年六月三〇日経済産業省令第八二二二号） 抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。
- 附 則（平成二九年六月三〇日経済産業省令第四九四九号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成三〇年七月一七日経済産業省令第四八四八号）
- この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 附 則（平成三〇年一二月二七日経済産業省令第七二二二号）
- この省令は、平成三十一年一月二日から施行する。
- 附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七七号）
- この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
- 附 則（令和二年六月二六日経済産業省令第六〇六〇号）

様式第5（第5条第2項関係）

様式第5（第5条第2項関係）（第1項第1号～第1項第5号の1～第1項第5号の5）
（一）受取人） 指定試験機関試験事務費収受規定等認可申請書

年月日

経済産業大臣 殿

姓 名 職 名 代表者の氏名

試験事務費収受の収受の認可を受けたいので、高圧ガス保安法関係の第1項第1号の規定により、次のとおり申請します。

1. 変更しようとする事項

2. 変更しようとする年月日

3. 変更の理由

備考 1. この用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。

2. 変更しようとする事項の変更前及び変更後を対照した新旧本文の対照表を添付すること。

3. 変更前後の両方の意見書を添付すること。

様式第6（第7条関係）

様式第6（第7条関係）（第1項第1号～第1項第5号の1～第1項第5号の5）
（一）受取人） 指定試験機関試験事務費収受規定等認可申請書

年月日

経済産業大臣 殿

姓 名 職 名 代表者の氏名

試験事務費の一般（名称）の修正（修正）の認可を受けたいので、高圧ガス保安法関係の第1項第1号の規定により、次のとおり申請します。

1. 修正（修正）しようとする試験事務費の名称

2. 修正（修正）しようとする年月日

3. 修正しようとする名称の理由

備考 1. この用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。

様式第7（第8条第1項関係）

様式第7（第8条第1項関係）（第1項第1号～第1項第5号の1～第1項第5号の5）
（一）受取人） 指定試験機関試験事務費収受規定等認可申請書

年月日

経済産業大臣 殿

姓 名 職 名 代表者の氏名

事業計画及び収受事務の認可を受けたいので、高圧ガス保安法関係の第1項第1号の規定により、試験の上取り申請します。

備考 1. この用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。

2. 認可に係る事業計画書及び収受事務の認可申請書

3. 変更前後の両方の意見書を添付すること。

様式第8（第8条第2項関係）

様式第8（第8条第2項関係）（第1項第1号～第1項第5号の1～第1項第5号の5）
（一）受取人） 指定試験機関試験事務費収受規定等認可申請書

年月日

経済産業大臣 殿

姓 名 職 名 代表者の氏名

事業計画及び収受事務の認可を受けたいので、高圧ガス保安法関係の第1項第1号の規定により、試験の上取り申請します。

備考 1. この用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。

2. 認可に係る事業計画書及び収受事務の認可申請書

3. 変更前後の両方の意見書を添付すること。

様式第12（第20条関係）

機密第12（第四段階）（平田道雄氏・平田道太郎氏・佐々木健蔵氏等・寺島龍雄氏・伊藤正弘氏）

特定元凶被害者調査報告書

	年	月	日
証言提供大要 （動静資料加筆）	昭和	〇〇	〇〇
姓	名	苗	姓
	毛	助	
	代官の死名		

真田が被災地後援会23の機関により、事業所の所在地を変更するので、次のとおり届けます。

- 1 変更後の事業所の所在地
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

[illegible][illegible]

様式第15の2（徴収額の2割額）（平成10年度から12年度、平成13年度から14年度、平成15年度から17年度、平成18年度）（原則適用）

国債納入税金徴収指定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

（郵便番号別封）

住 所
番 地
住居表示の番号

真正1号（保証記録簿1号）国債1号の徴収を指定するに付、国債納入税金の0/002の100%の徴収により、申請する。

1 国債を売却しようとする知覚

2 国債を売却しようとする債務の総額

3 納入税金を行う事業所の所在地及び所在地

4 納入税金を納めようとする年月日

備考 1 この国債の大きさは、日本国債第44 A 4とすること。

2 国債の3割額（国債額）に国債1号の欄を添付すること。

様式第15の3（第23条の9関係）（申請書提出後、追加、訂正の提出が認められる場合）
（申請書提出後、訂正の提出）

居住輸入検査機関認定申請書 年 月 日

姓 名 姓 名
氏 名 氏 名
氏 名 氏 名

高田がイボ受取検査場の知のまきと受取に付いて申請する居住輸入検査場の知の受取に
より、事業所の所在地を記載する。次のとおり記載する。

1. 受取後の事業所の所在地
2. 受取後の事業所の所在地
3. 受取後の理由

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第15の4（第23条の10第1項関係）（申請書提出後、追加、訂正の提出が認められる場合）
（申請書提出後、訂正の提出）

居住輸入検査機関認定申請書 年 月 日

姓 名 姓 名
氏 名 氏 名
氏 名 氏 名

高田がイボ受取検査場の知のまきと受取に付いて申請する居住輸入検査場の知の受取に
より、事業所の所在地を記載する。次のとおり記載する。

1. 受取後の事業所の所在地
2. 受取後の事業所の所在地
3. 受取後の理由

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第15の5（第23条の10第2項関係）（申請書提出後、追加、訂正の提出が認められる場合）
（申請書提出後、訂正の提出）

居住輸入検査機関認定申請書 年 月 日

姓 名 姓 名
氏 名 氏 名
氏 名 氏 名

高田がイボ受取検査場の知のまきと受取に付いて申請する居住輸入検査場の知の受取に
より、事業所の所在地を記載する。次のとおり記載する。

1. 受取後の事業所の所在地
2. 受取後の事業所の所在地
3. 受取後の理由

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第15の6（第23条の12関係）（申請書提出後、追加、訂正の提出が認められる場合）
（申請書提出後、訂正の提出）

居住輸入検査機関認定申請書 年 月 日

姓 名 姓 名
氏 名 氏 名
氏 名 氏 名

高田がイボ受取検査場の知のまきと受取に付いて申請する居住輸入検査場の知の受取に
より、事業所の所在地を記載する。次のとおり記載する。

1. 受取後の事業所の所在地
2. 受取後の事業所の所在地
3. 受取後の理由

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第23（第43条第1項関係）

様式第 23 (借入債権 1 項限) (平成 16 年 4 月 1 日現在適用) (平成 17 年 4 月 1 日現在適用) (平成 18 年 4 月 1 日現在適用) (平成 19 年 4 月 1 日現在適用)

17 (1) 債権の項目 (1 項限)

法定登録費・登録手数料・鑑定報酬等照会申請費

年 月 日

経済産業大臣 殿

位 所
番 地
代表者の氏名

登録債権の認可を受けたので、高圧ガス保安法施行規則の別表 2 項で準用する
法律第 66 条の位置 1 を便法により、高圧ガスのとりやめを希望します。

備考 1 この取組の大きさは、日本経済連合会 A 4 とします。

2 認可に係る登録債権を都府県とする。

第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

備考 1 この月紙の大きさは、日本標準型紙A4とすること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後を対照した新旧条文の対照表を添付すること。

試験科目	位 置
英語の長文	位 置

英日ガスマス発生時の迅速な対応により、早急な対応を要する。第24条の規定により、第24条第2項に規定される一（全部）の（第24条）をしないものとする。

- ① 休学（退学）しようとする学生は、第24条第2項に規定される範囲
- ② 休学（退学）しようとする年月日
- ③ 休学（退学）しようとする理由等については、その範囲
- ④ 休学（退学）の理由

備考 この用語の大きさは、日本標準規格A4とすること。

佐 西
島 島
氏 氏
代表者の名

高圧ガス保安法第56条の3第1項の規定を受け、同法第54条のロ第1の規定により、申請します。

1 指定を受けようとする区分及び業務の種類（業務の種類が限定される場合は、
る。）

2 特定労働者を行う事業所の名称及び所在地

3 特定設備検査を依頼しようとする年月日

備考 1 このほかの大きなは、日本工業標準化 A 4 とする。

2 部品の番号に附ける商標を省略すること。

居住履歴又は 附 係 所
氏 名
代 表 者 の 氏 名

高圧ガス保安法第56条の32第2項で準用する同法第56条の32の規定により、本所の所在地を変更するので、次のとおり届け出ます。

- 1 変更後の事業者の情報
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

備考 この用紙の大きさは、日本製鋼所規格A4とすること。

居住履歴又は 附 係 所
氏 名
代 表 者 の 氏 名

高圧ガス保安法第56条の32第2項で準用する同法第56条の32の規定により、本所の所在地を変更するので、次のとおり届け出ます。

- 1 変更後の事業者の情報
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

備考 この用紙の大きさは、日本製鋼所規格A4とすること。

様式第31（第57条関係）

様式第31（東京証券取引所）（平成16年改定）
 株式会社〇〇〇〇
 取締役会の一任書状

株式会社〇〇〇〇代表取締役会中興簿

	年　月　日
品川義太郎 殿	住　所 電　話 代表者の氏名

貴社が証券法第16条の7第1項の規定を怠ったこと、同法第16条の収容1項の規定により、申渡します。

1 貴社の設立を行う事業所の名称及び所在地
 2 貴社の設立を奨励しようとする年月日

備考 ① 月の数の大きさは、日本連盟規程A4とすること。
 ② 理事の任期に際する書類も都府すること。

高田が移住先第58条の3第2項において準用する同法第58条の3の規定に
り、事業所の所在地を変更するので、次のとおり届け出ます。

- 1 変更後の事業所の所在地
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

備考 この用語の大きさは、日本産業規格A4とすること。

代表者の氏名
 姓 氏
 名 称
 代表者の氏名
 業権取得の認可を受けたので、高圧ガス保安法第56条の3第3項において規定する同法第56条の2第1項の規定により、別紙のとおり申請します。

備考 1 この昇格の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 認可に係る業務執照を移付すること。

経済連大区分	位 名	所 称
	代表者の氏名	
募集要員の募集の認可を受けたいので、経済連から募集定数超過の超過2名について準用する回数超過の超過1名の認定により、次のとおり申請します。		
1	募集の内容	
2	募集の理由	
備考	① 次の月給の大きさは、日本標準月給A4とすること。 ② 募集の内容は、募集要項及び募集要を参照した募集要項の対照表を添付すること。	

緑青漢大は 附
 金 濟
 衣 衾
 代書者の名
 高田ガス屋安富56番の位置する塚において尋常する河内縣56番の4の塚に於て、檢定設備の置る墓所の一箇（全部）の存在（存在）をたし、次の通りあります。
 1 伏在（墓）しようとする特定設備の置る墓所の業種
 2 伏在（墓）しようとする年月日
 3 伏在しようとする場合がある、その期間
 4 伏在（墓）の理由
 備考 この出稿の大きさは、日本電業規格A4とする。

様式第33（第64条第1項関係）

様式第34（第64条第2項関係）

様式第35（第66条関係）

様式第35の2（第66条の3関係）
株式会社等親会社関係開示申請書
年 月 日
経済産業大臣 殿
位 階
氏 名
代表者の氏名
貴社が株式会社等親会社関係の開示を受ける（又は開示）親会社等の名称を記載し、貴社の親会社等の親会社は親会社等の3層の指定を受けていないので、同法親会社の名称の記載により、申請します。
1 指定を受けようとする区分及び親族の範囲（親族の範囲が限定される場合に限る。）
2 株式会社等親族を行う事業所の名称及び所在地
3 株式会社等親族を構成しようとする年月日
備考 1 この開示のときは、日本企業関係人とする。2 親族の区分の番号に添える事項を記すこと。

様式第35の3（第66条の9関係）
株式会社等親会社関係開示申請書
年 月 日
経済産業大臣 殿
位 階
氏 名
代表者の氏名
貴社が株式会社等親会社関係において権利を有する株式会社等の名称を記載し、貴社の親会社等の親会社も変更するので、次のとおり申し上げます。
1 変更後の事業所の所在地
2 変更しようとする年月日
3 変更の理由
備考 この開示のときは、日本企業関係人とする。

様式第35の4（第66条の10第1項関係）
株式会社等親会社関係開示申請書
年 月 日
経済産業大臣 殿
位 階
氏 名
代表者の氏名
貴社親族の指定を受けるので、貴社が子親会社関係において権利を有する株式会社等の名称を記載し、親族の区分の番号に添える。2 貴社の名称を記載し、日本企業関係人とする。3 貴社の名称を記載し、日本企業関係人とする。

様式第35の5（第66条の10第2項関係）
株式会社等親会社関係開示申請書
年 月 日
経済産業大臣 殿
位 階
氏 名
代表者の氏名
貴社親族の指定を受けるので、貴社が子親会社関係において権利を有する株式会社等の名称を記載し、親族の区分の番号に添える。2 貴社の名称を記載し、日本企業関係人とする。3 貴社の名称を記載し、日本企業関係人とする。

